

令和8年度8月 日置市農業委員会総会議事録

令和8年8月28日、日置市農業委員会会長梅本昭広は、令和8年度8月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第 4 号	農地等の現況に係る報告審議	(1 件)
議案第 27 号	農業振興地域整備計画変更審議	(1 件)
議案第 28 号	農地法第3条許可申請書審議について	(11件)
議案第 29 号	農地転用事業計画変更申請書審議	(1 件)
議案第 30 号	農地法第5条許可申請書審議について	(5 件)
議案第 31 号	非農地証明願出書審議について	(2 件)
議案第 32 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1 件)
議案第 33 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(24件)
議案第 34 号	農地法第4条許可申請書審議について	(1 件)

〈 出席委員 〉 (16人)

1 番 梅本 昭広 (会長・議長)	2 番 上原 孝一	3 番 池田 初男
4 番 西園 賢一郎	5 番 荒木 信之	
7 番 池田 直人	8 番 黒葛 クルミ	9 番 地頭所 忠一
10 番 山口 義廣		12 番 赤井田幸男
13 番 宮脇 誠	14 番 佐藤 洋三	15 番 鉾之原 正美
16 番 梶 智治	17 番 久保 聖子	
19 番 楠 眞憲		

〈 欠席委員 〉 (3人)

6 番 永野 彰一	11 番 松崎 秀樹	18 番 満尾 修一
-----------	------------	------------

〈 出席推進委員 〉 (11人)

20 番 下池 健悟	21 番 川畑 直樹	22 番 日高 公成	
24 番 南田 達宏	25 番 土屋 太津朗	26 番 上之原 誠	27 番 宮下 昌己
28 番 濱崎 浩一	29 番 樋元 和則	30 番 田中 博視	
			34 番 加治屋 高遠

〈 欠席推進委員 〉 (4人)

23 番 中園 透	31 番 有馬 孝一	32 番 鶴田 浩志	33 番 田中 宏和
-----------	------------	------------	------------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	神領 幸一郎	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和8年度8月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(永野彰一委員、松崎秀樹委員、満尾修一委員) から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が11名出席しております。
なお、(中園透委員、有馬孝一委員、鶴田浩志委員、田中宏和委員) から欠席届が提出されています。

事務局 まず、追加議案の提出について申し上げます。議案第34号「農地法第4条許可申請書審議」になります。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、7番「池田直人」委員と8番「黒葛クルミ」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは宅地です。
同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
19番 報告第4号の番号1について報告いたします。
令和8年8月17日、私と副の久保委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は宅地です。現況地目は宅地です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 「質問・意見等なし」

会長 質疑ございませんので、報告第4号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第27号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の5頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長からの諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は農用地区域からの除外です。
田が1筆、91㎡です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。
17番 議案第27号の番号1について報告いたします。
令和8年8月17日、私と吹上地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査員を行いました。
農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかどうかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第27号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第27号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第28号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 8頁から10頁の11件です。

事務局 番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は632㎡、作物は果樹です。
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,311㎡、作物はそばです。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は13,831㎡、作物はそばです。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,150㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は466㎡、作物は野菜です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は94,603㎡、作物はお茶です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,803㎡、作物はレモンです。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,400㎡、作物は飼料です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,875㎡、作物は水稻です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,351㎡、作物はブルーベリー及び野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,015㎡、作物は野菜です。

以上、計11件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

5番 議案第28号の番号1について報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の池田直人委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局 報告委員が2名とも欠席ですので代読いたします。

6番永野です。議案第28号の番号2について報告いたします。

令和8年8月23日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局 6番永野です。議案第28号の番号3について報告いたします。

令和8年8月23日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局 6番永野です。議案第28号の番号4について報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第28号の番号5について報告いたします。

令和8年8月20日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

20番 議案第28号の番号6について報告いたします。

令和8年8月20日、私と正の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り及び重機等によりで耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

20番 議案第28号の番号7について報告いたします。

令和8年8月23日、私と正の松崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り及び重機等によりで耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第28号の番号8について報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第28号の番号9について報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第28号の番号10について報告いたします。

令和8年8月22日、私と副の上之原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第28号の番号11について報告いたします。

令和8年8月25日、私と正の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論として、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第28号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第28号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手を

お願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第28号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第29号の「農地転用事業計画変更申請書審議」と日程第10、議案第34号「農地法第4条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁と、お配りしました資料をご覧ください。この内容は関連がございますので一括して申し上げます。

議案第29号の番号1ですが、令和7年7月28日付けで、貸車両置場を計画し転用許可済で所有権移転まで完了していましたが、その後、人材確保不足や周辺住民も車両置場として不安をもっていることから、今回、事業計画の変更をするもので、隣地の宅地を一体利用するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当と判断しました。

議案第34号の番号1の転用目的は屋外体験学習施設です。

以上1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第29号の番号1と議案第34号の番号1について、一括して報告いたします。

令和8年8月20日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地の「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

申請地と一体的事業を行う農地以外の土地利用見込は有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第29号と議案第34号の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第29号及び議案第34号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第29号及び議案第34号の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第30号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の26頁をご覧ください。5件です。

番号1の転用目的は、駐車場・休憩所、権利種別は2年2ヶ月の賃借権設定です。

番号2の転用目的は、駐車場・休憩所、権利種別は2年2ヶ月の賃借権設定です。

番号3の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は40年の使用貸借権設定です。

番号5の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

以上、5件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

現地調査員の報告をお願いします。

3番

議案第30号の番号1について報告いたします。

令和8年8月26日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番

議案第30号の番号2について、報告いたします。

令和8年8月26日、私と副の日高委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.03haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第30号の番号3について、報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の久保委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第30号の番号4について、報告いたします。

令和8年7月20日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第30号の番号5について、報告いたします。

令和8年8月20日、私と副の川畑委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地であるので、第3種農地の土地区画整理区域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第30号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第30号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第31号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の27頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1、番号2については、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

3番 議案第31号の番号1について報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の日高委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は宅地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第31号の番号1について報告いたします。

令和8年8月21日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は宅地です。

認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第31号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第31号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第31号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第25号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の36頁からになります。議案第32号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 吹上町湯之浦 登記地目は田 登記面積は 370 m²です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。

以上、田1筆、370 m²です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第32号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第32号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第32号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

池田初男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

3番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42頁の番号17番及び18番です。貸借です。

面積について、田2,228m²、計2,228m²、利用権設定数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第33号の番号17番及び18番の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の番号17番及び18番の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

池田初男委員に着席の連絡をしてください。

3番 [着 席]

会長 次に、日高公成委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43頁の番号20番から24番までです。貸借です。
この案件につきましては、日高委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が1,483㎡、畑が510㎡、計1,993㎡利用権設定数は5筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第33号の番号20番から24番までの案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の番号20番から24番までの案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
日高委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着 席]

会長 次に、議案第33号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の41項から43頁です。貸借です。
面積について、田が4,229㎡、畑が6,922㎡、計11,151㎡、利用権設定数は17筆です。
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第33号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。
令和8年度8月総会を閉会します。

(閉会 10時06分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 梅本 昭 弘

7 番 池 田 直 人

8 番 黒 葛 クルミ